

裁判官が他の職務に従事する場合の許可等について

平 3 . 12. 27 人能 A 第 14 号
高等長官，地方，家庭所長，
最高事務総局局課長，3 研修
所長，最高図書館長宛て事務
総長依命通達

改正 平 4 人能 A 第 18 号
 平 6 人能 A 第 27 号
 平 13 人能 A 第 8 号
 平 16 人能 A 第 11 号
 平 17 人能 A 第 001716 号
 平 28 人能第 3 1 1 号

裁判官が他の職務に従事する場合（一定事項の調査，研究，執筆等に継続的又は定期的に従事する場合を含む。以下同じ。）の裁判所法（昭和 2 2 年法律第 5 9 号）第 5 2 条第 2 号の規定による最高裁判所の許可等について下記のとおり定めましたので，これによってください。

記

第 1 報酬を得て他の職務に従事する場合

- 1 裁判官が報酬（旅費，宿泊料等実費弁償に相当するものを除く。以下同じ。）を得て他の職務に従事する場合の裁判所法第 5 2 条第 2 号の規定による最高裁判所の許可は，その従事しようとする職務が裁判官としての職務の遂行に支障がないと認められる場合その他同法の精神に反しないと認められる場合に限り行う。

- 2 最高裁判所は、裁判官が報酬を得て大学等の講師の職を兼ねる場合（継続的又は定期的に兼ねる場合に限る。）の許可の権限を、下級裁判所に勤務する裁判官（高等裁判所長官を除く。）については高等裁判所長官に、最高裁判所に勤務する裁判官のうち別表の左欄に掲げる裁判官については同表の右欄に定める者に、それぞれ委任する。
- 3 2の定めによる許可は、平成4年6月26日付け最高裁人能A第17号事務総長依命通達「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の兼業の許可等について」（以下「兼業通達」という。）記第4の2の(1)及び(2)に掲げる基準に該当する場合に限り行う。ただし、この基準によることができない特別の事情がある場合には、最高裁判所の承認を得て許可することができる。

第2 報酬を得ないで他の職務に従事する場合

- 1 裁判官は、報酬を得ないで、国、地方公共団体又は公共的団体に設置された委員会、協議会又は審議会（これらと同種のものを含む。以下「委員会等」という。）で中央官庁（日本弁護士連合会を含む。以下同じ。）に設置されたものの委員、幹事又は評議員（これらと同種のものを含む。以下「委員等」という。）の職を兼ねる場合には、あらかじめ最高裁判所の許可を受けなければならない。
- 2 裁判官は、報酬を得ないで、他の職務に従事する場合（1に定める場合を除く。）には、あらかじめその所属する裁判所の長（簡易裁判所に勤務する裁判官にあってはその所在地を管轄する地方裁判所の長、最高裁判所に勤務する裁判官のうち別表の左欄に掲げる裁判官にあっては同表の右欄に定める者。以下「所属庁の長」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる団体の役員の職を兼ねるときは、この限りでない。
 - (1) 兼業通達記第2のただし書の1から5までに掲げる団体
 - (2) (1)に掲げる団体に準ずる団体であって、所属庁の長がその団体の役員の職を兼ねることが裁判官の職務の遂行に支障を及ぼさないことが明白であると

認めて指定するもの

- 3 1又は2の定めによる許可については、第1の1の定めを準用する。
- 4 所属庁の長は、委員会等（中央官庁に設置された委員会等を除く。）の委員等の兼職を許可する場合には、最高裁判所の承認を得なければならない。ただし、委員会等で地方公共団体に設置されたもの並びに各弁護士会に設置された資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員等の兼職を許可するときは、この限りでない。
- 5 4の定めにより最高裁判所の承認を求める場合には、当該委員会等の設置目的及び構成、当該委員等の職務内容、職務に従事する時間等を明らかにした条例、設置要綱等の資料を添付する。

第3 許可手続

- 1 裁判官は、裁判所法第52条第2号の規定又は第2の定めによる許可（以下「兼職の許可」という。）を申請する場合には、事前に相当の期間をおいて、所属庁の長に対し、別紙様式による「裁判官兼職許可申請書」2部を提出しなければならない。
- 2 所属庁の長は、申請に係る兼職の許可の権限を有しない場合には、当該申請に対する意見を付した上、申請書をその権限を有するものに送付する。
- 3 兼職の許可の権限を有するものは、申請を許可し、又は許可しなかった場合には、申請書にその旨を記載して、1部を保管し、1部を申請者に（2に定める場合にあつては、所属庁の長を経由して）交付する。
- 4 兼職の許可を受けた裁判官は、てん補等による所属庁の変更があつた場合には、1箇月以内に改めて兼職の許可の申請をしなければならない。

第4 許可の期間

兼職の許可の期間は、2年以内とする。

第5 委員会等の委員等への推薦

- 1 委員会等の委員等への委嘱について関係機関から裁判官の推薦依頼があつた

場合の推薦は、委員会等で中央官庁に設置されたものの委員等については最高裁判所が、その他の委員会等の委員等については所属庁の長が行う。

2 所属庁の長は、1の定めによる推薦をする場合には、委員会等で地方公共団体に設置されたもの並びに各弁護士会に設置された資格審査会、懲戒委員会及び綱紀委員会の委員等にその所属の裁判官を推薦するときを除き、最高裁判所の承認を得なければならない。

3 1の定めによる推薦については第1の1の定めを、2の定めにより最高裁判所の承認を求める場合には第2の5の定めを、それぞれ準用する。

4 裁判官が最高裁判所又は所属庁の長の推薦により委員会等の委員等の職を兼ねる場合は、裁判所法第52条第2号の規定による許可又は第2の1若しくは2の定めによる許可を受けたものとみなす。

第6 研修会等講師の推薦

1 研修会、講演会等の講師への裁判官の推薦は、所属庁の長が行う。

2 兼業通達記第10の後段の定めは、1の推薦について準用する。

(別表)

1	首席調査官 司法研修所長 裁判所職員総合研修所長 最高裁判所図書館長	最高裁判所長官
2	事務総局に勤務する裁判官 裁判所調査官 各研修所に勤務する裁判官 (1に掲げる者を除く。)	最高裁判所事務総長

(別紙様式)

裁判官兼職許可申請書			
(所屬庁の長) 殿 平成 年 月 日 (申請者) 印 次のとおり他の職務に従事することの許可を申請します。			
1 申請者について			
氏名	生年月日 年 月 日(歳)		
	現住所		
所屬庁	官名	開延日	
2 他の職務の名称等について			
名称	事業内容		
所在地			
報酬 ☐ 有 ☐ 無 月収 円 年収 円 1回 円			
勤務態様及び勤務時間 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 勤務曜日 (曜日) 時から 時まで 平均して、 1年 日 1月 日, 1日 時間 週延べ 時間			
役職名及び職務内容			
他の職務に従事する期間 ☐ 新規 ☐ 継続 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (年間)			
3 他の職務に従事することが官職に与える影響			
4 他の職務に従事する理由			
5 所屬庁の長の許可申請についての意見			

		所属庁の長		印
許可権者	☐ 許可する ☐ 許可しない ☐ 条件付きで許可する			
	(条件)			
	平成	年	月	日
				印

(記入要領)

- 1 ☐の設けられている項目は、該当する☐の中にレを入れる。
- 2 「他の職務に従事する期間」は、許可は2年を超えない範囲で与えられるので、他の職務に従事する予定の期間が2年を超える場合には、この箇所の括弧内に2年間と記入する。
- 3 「所属庁の長の許可申請についての意見」は、許可権者が高等裁判所長官又は最高裁判所の場合に記入する。